

# 新居浜市人事行政の運営等の状況について

## 【平成23年度】

「地方公務員法」第58条の2及び「新居浜市人事行政の運営等の公表に関する条例」に基づき、新居浜市の人事行政の運営等の状況の概要について、公表します。

なお、ご不明な点やご質問等がありましたら、新居浜市総務部人事課（電話0897（65）1213）までお問い合わせください。

### 第1 職員の任免に関する状況

#### 1 職員の任免状況 (単位：人)

区 分	採 用	退 職			
		定 年	勸 奨	自己都合 そ の 他	
一 般 行 政 職	事 務	9	13	3	—
	電 気	1	—	—	—
	機 械	—	1	—	—
	建 築	1	—	—	—
	水 産	—	1	—	—
保育士・幼稚園教諭	2	3	2	1	
保 健 師	1	—	—	—	
消 防 職 員	4	—	—	—	
技能労務職（運転手、 用務員、調理員）	—	2	1	—	
計	18	20	6	1	

(注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの人数

#### 2 採用試験の実施状況（平成22年度）

種 類	区 分	内 容	職 種 等
採用試験	大 学 卒	《1次試験》	事務
	短 大 卒	筆記試験	土木
	高 校 卒	《2次試験》	保育士・幼稚園教諭
	障 害 者	作文、個別面接 グループ面接	保健師 消防職員

## 第2 職員の給与及び職員数の状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H23年3月31日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)21年度 の人件費率
22年度	12万4,931人	473億9,054万円	11億9,747万円	75億4,049万円	15.9%	17.1%

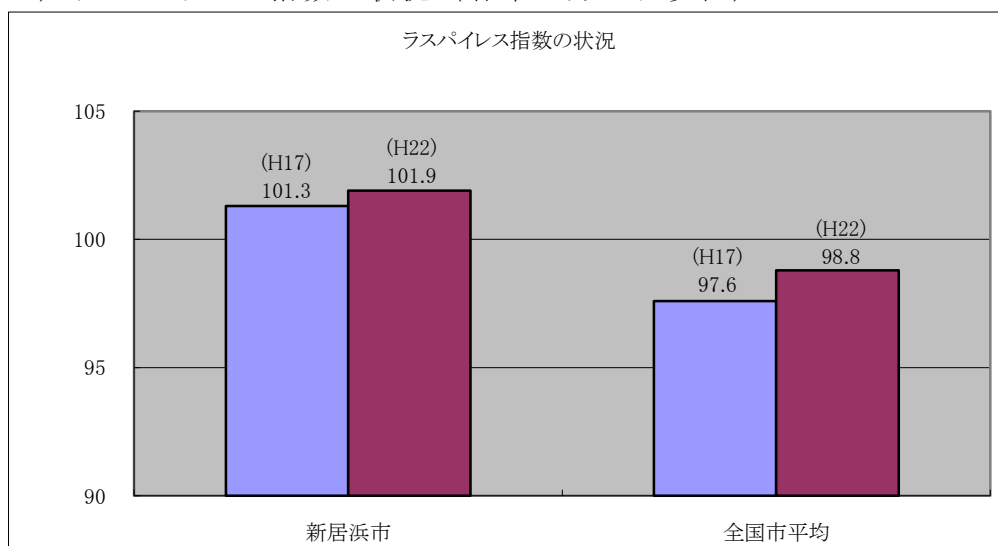
(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等が含まれています。

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	782人	30億7,583万円	5億7,616万円	11億2,497万円	47億7,696万円	610万8千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。  
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の、地方公務員の給与水準を示す指数です。

ただし、国と各自治体の職員の学歴・経験年数別の構成比率の状況の違い等によって、影響がでてくることもあります。

### 2 行政職給料表の状況（平成23年4月1日）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500

### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

#### ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
新居浜市	42.8歳	343,740円	442,026円
愛媛県	45.0歳	359,447円	454,547円
国	42.3歳	327,205円	397,723円

#### イ 技能労務職

区分	公務員				民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
新居浜市	50.4歳	36人	371,113円	386,869円	—	—	—	—
うち学校給食員	49.6歳	30人	373,998円	384,030円	調理士	45.8歳	223,000円	1.72
うち用務員	*	1人	*	*	用務員	53.8歳	209,700円	*
うち自動車運転手	54.9歳	2人	403,488円	436,900円	自家用乗用 自動車運転者	61.3歳	202,900円	2.15
うちその他	52.6歳	3人	382,275円	448,408円	—	—	—	—
愛媛県	48.3歳	333人	343,723円	388,163円	—	—	—	—
国	49.5歳	3,689人	283,862円	321,662円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
新居浜市	—	—	—
うち学校給食員	621万3,860円	318万0,800円	1.93
うち用務員	*	294万3,200円	*
うち自動車運転手	706万6,000円	299万5,100円	2.36
うちその他	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成20～22年の3ヶ年平均）

3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態

等の点において完全に一致しているものではありません。

- 4 年収ベースの「公務員（C）及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

（2）職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		新居浜市	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,940円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,702円	140,100円

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	270,469円	326,075円	359,269円
	高校卒	224,000円	265,800円	307,033円

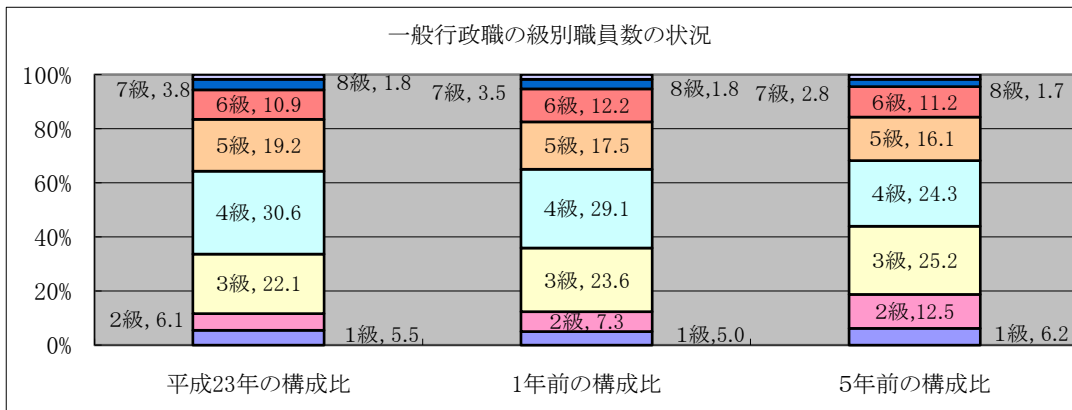
（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

（平成23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	28人	5.5%
2 級	上級主事	31人	6.1%
3 級	主任	112人	22.1%
4 級	係長、主査	155人	30.6%
5 級	副課長	97人	19.2%
6 級	課長、主幹、技幹	55人	10.9%
7 級	次長	19人	3.8%
8 級	部長	9人	1.8%
合 計		506人	100.0%

- （注） 1 新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年4月1日より、10級制から8級制に変更しています。  
(旧条例の1級及び2級、並びに4級及び5級を、それぞれ統合)

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

区 分	新 居 浜 市	国
1人当たり平均支給額(平成22年度)	144万8千円	
平成22年度支給割合	期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

### (2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

新 居 浜 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	なし	あり※	その他の加算措置	なし	あり※
	※定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)			※定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	123万3千円	2,519万4千円	1人当たり平均支給額	—	—

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (平成22年度決算)			支給なし
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)			支給なし
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	18%	0人	18%
香川県高松市	3%	0人	3%

(注) 地域手当とは、民間における賃金・物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に支給される手当です。(平成18年4月1日より、従来の調整手当が地域手当に改変され、支給率等も変更されています。)

(4) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (平成22年度決算)		2,593万8千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)		131,666円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成22年度)		22.9%
手当の種類 (手当数)		17
手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
滞納整理手当 (甲)	差押物件の引揚げに従事した職員	1件 920円
” (乙)	市税その他の歳入、国民健康保険料及び介護保険料の滞納整理事務のため2時間以上外出勤務した職員	日額 370円
生活保護業務手当	生活保護に関する業務に従事した職員	日額 380円
福祉施設勤務手当 (甲)	東新学園及び慈光園に勤務する職員(以下「福祉施設勤務職員」という。)で、入所者の養護業務に従事し、かつ、正規の勤務時間が午後8時から翌日午前5時までの間の全部を含む勤務であるもの	1勤務 2,500円
” (乙)	福祉施設勤務職員で、入所者の養護業務に従事し、かつ、正規の勤務時間が午後8時から翌日午前5時までの間の一部を含む勤務であるもの	1勤務 800円
” (丙)	福祉施設勤務職員で、入所者の養護業務に従事したもの	1勤務 170円
死亡人処理手当	独居人、行旅死亡人等の死体処理に従事した職員	1件 12,000円
防疫作業手当	感染症の予防、感染症患者の収容等の作業に従事した職員	日額 980円
火葬業務手当 (甲)	火葬業務に従事した職員(斎場に勤務する職員を除く。)	1体 3,000円
” (乙)	斎場に勤務する職員で、火葬、葬儀等の業務に従事したもの	日額 750円
犬ねこ等死体処理手当	犬ねこ等の死体処理に従事した職員	1体 500円

清掃施設勤務手当（甲）	衛生センターに勤務する職員で、施設の機器若しくは設備の点検、整備、清掃等又はし尿の処理等の作業に従事したもの	日額 820円
〃（乙）	清掃センター及び最終処分場に勤務する職員で、施設の機器若しくは設備の点検、整備、清掃等又は廃棄物の処理等の作業に従事したもの	日額 720円
用地交渉業務手当	用地の取得、補償等の交渉業務のため外出勤務した職員	日額 180円
乗船手当	渡海船の船長として乗船勤務した職員	日額 260円
災害出動手当（甲）	勤務時間外において災害のため現場出動をした職員	1時間 2,730円
〃（乙）	勤務時間外において甲以外の災害出動をした職員	1時間 2,130円
消防業務手当	連続して8時間消防業務に従事した職員	1回 430円
災害出場手当	消火又は救助活動に従事した職員	1回 500円
救急業務手当	傷病者の搬送業務に従事した職員	1回 410円
高所作業手当	高所作業（訓練を除く。）に従事した職員	1回 460円
潜水作業手当	潜水作業（訓練を除く。）に従事した職員	1回 5,000円
乗船手当（甲）	渡海船の機関長として乗船勤務した職員	日額 220円
〃（乙）	渡海船の甲板員として乗船勤務した職員	日額 160円

（5）時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	1億6,242万7千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	26万2千円
支給実績（平成21年度決算）	1億7,578万9千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	28万3千円

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

主な手当名	内容及び支給月額	国の制度との異同、異なる内容
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外 1人につき 6,500 円 ・配偶者がいない場合は、そのうち1人について 11,000 円 ・特定扶養加算 (16歳～22歳) 5,000 円	同
住居手当	借家居住者 支給限度額 27,000 円 持家居住者 3,500 円	異 国 持家居住者 支給なし
通勤手当	交通機関利用者 (JR、バス等利用者) 支給単位期間 (最長6か月間) の通勤に要する運賃等の額により支給 支給限度額 (月額) 55,000 円 交通用具利用者 (自動車、バイク等利用者) 通勤距離 (片道) により支給 0.5 km 以上 ～ 2 km 未満 800 円 2 km 以上 ～ 5 km 未満 2,500 円 5 km 以上 ～ 10 km 未満 4,100 円 10 km 以上 ～ 15 km 未満 6,500 円 15 km 以上 ～ 20 km 未満 8,900 円 20 km 以上 ～ 25 km 未満 11,300 円 25 km 以上 ～ 30 km 未満 13,700 円 30 km 以上 ～ 35 km 未満 16,100 円 35 km 以上 ～ 40 km 未満 18,500 円 40 km 以上 ～ 45 km 未満 20,900 円 45 km 以上 ～ 50 km 未満 21,800 円 50 km 以上 ～ 55 km 未満 22,700 円 55 km 以上 ～ 60 km 未満 23,600 円 60 km 以上 24,500 円	異 国 交通用具利用者 2 km 未満 支給なし 2 km 以上～5 km 未満 2,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級 70,500 円 次長級 57,800 円 課長級 50,500 円 主幹・技幹級 45,800 円 副課長級 39,500 円	同 (ただし、職名、支給割合の設定は異なります。)



6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	給料月額又は報酬月額	平成22年度期末手当支給割合
市長	992,000円	2.95月分
副市長	809,000円	2.95月分
議長	583,000円	2.95月分
副議長	528,000円	2.95月分
議員	491,000円	2.95月分
退職手当	≪算定方式、1期の手当額及び支給時期≫ 市長 992,000円×在職月数48月×35/100=1,666万5,600円（任期ごと） 副市長 809,000円×在職月数48月×25/100=970万8,000円（任期ごと）	

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。  
 2 平成23年第7回市議会定例会において、現市長への退職手当については、支給されないこととなりました。

7 職員数の状況

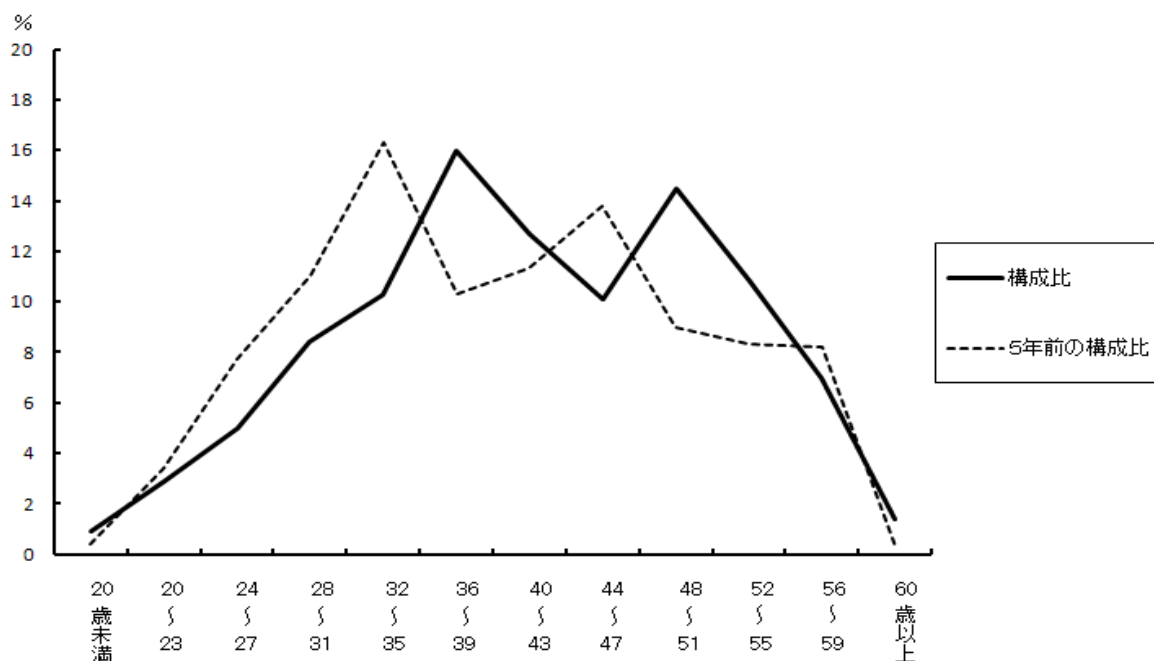
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（平成23年4月1日現在）

区 分	職 員 数			対前年増減数			平成23年 主な増減理由	
	平成21年	平成22年	平成23年	平成21年	平成22年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	議 会	9	9	9				
	総 務	155	160	158	△1	5	△2	事業のスクラップ（長期総合計画、国勢調査など）  退職者不補充 欠員不補充  休職者対応（加配）  用地買収の組織見直しによる
	税 務	60	58	58	1	△2		
	行 民 生	150	149	148	△8	△1	△1	
	政 衛 生	50	52	51	△2	2	△1	
	部 労 働	2	2	2				
	門 農 水	25	26	27	△1	1	1	
	商 工	15	14	14		△1		
	土 木	105	105	102	△4		△3	
	計	571	575	569	△15	4	△6	
教育部門	100	93	93	△1	△7			
消防部門	122	123	126	△1	1	3	救急体制の強化	
小 計	793	791	788	△17	△2	△3		
公 営 会 企 計 業 部 門 等	水 道	38	35	34		△3	△1	一部業務の民間委託による減  会計間異動による減
	交 通	7	7	7				
	下 水 道	20	20	20				
	そ の 他	51	51	50	△2		△1	
	小 計	116	113	111	△2	△3	△2	
合 計	909 [991]	904 [991]	899 [991]	△19 [0]	△5 [0]	△5 [0]		

(注) 1 職員数には教育長を含みます。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	8人	26人	45人	75人	92人	144人	114人	91人	130人	97人	63人	13人	898人
割合	0.9%	2.9%	5.0%	8.4%	10.3%	16.0%	12.7%	10.1%	14.5%	10.8%	7.0%	1.4%	100.0%

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	18年	19年	20年	21年	22年	23年	
一般行政	614	605	586	571	575	569	▲45 (▲7.3%)
教育	107	105	101	100	93	93	▲14 (▲13.1%)
消防	123	125	123	122	123	126	3 (2.4%)
普通会計計	844	835	810	793	791	787	▲56 (▲6.6%)
公営企業等会計計	109	113	118	116	113	111	2 (1.8%)
総合計	953	948	928	909	904	899	▲54 (▲5.7%)

(注) 教育部門には、教育長を含みます。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ア 職員給与費の状況

##### 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)21年度の 総費用に占める 職員給与費比率
22年度	15億6,121万0千円	1億8,620万3千円	2億9,338万9千円	18.8%	19.8%

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	35人	1億3,248万5千円	2,483万5千円	4,696万0千円	2億0,428万0千円	583万7千円

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。

2 職員数は、平成22年4月1日の人数です。

#### イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
新居浜市水道事業	41.9歳	334,943円	486,381円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ウ 職員の手当の状況

##### ① 期末手当・勤勉手当

区 分	新居浜市水道事業	新居浜市(企業職員除く)
1人当たり平均支給 額(平成22年度)	134万2千円	144万8千円
平成22年度支給割合	期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	左に同じ
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置	左に同じ

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当（平成23年4月1日現在）

新居浜市水道事業			新居浜市（企業職員除く）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分			
勤続25年	33.50月分	41.34月分			
勤続35年	47.50月分	59.28月分			
最高限度額	59.28月分	59.28月分			左に同じ
その他の加算措置	なし	あり※			
※定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)					
1人当たり平均 支給額			1人当たり平均 支給額		
支給なし			123万3千円 2,519万4千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）			手当なし
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）			—
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	—	—	—

(注) 地域手当とは、民間における賃金・物価及び生計費が高い地域に在勤する職員に支給される手当です。（平成18年4月1日より、従来の調整手当が地域手当に改変され、支給率等も変更されています。）

④特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）	44万6千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	27,863円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）	45.7%	
手当の種類（手当数）	5	
手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
特殊現場作業手当	受水槽検査業務等の特殊現場作業に従事した職員	日額 450円
緊急出動手当	勤務時間外に緊急業務のため呼出しを受け出動した職員	1回 2,000円 又は1,000円 (勤務開始時間による)
停水処分手当	停水処分に従事した職員	1件 730円
滞納整理手当	水道料金等の滞納整理事務のため2時間以上外出勤務した職員	日額 370円
用地交渉業務手当	用地の取得、補償等の交渉業務のため外出勤務した職員	日額 180円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	1,185万2千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	45万6千円
支給実績（平成21年度決算）	1,128万2千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	38万9千円

⑥その他の手当（平成23年4月1日現在）

主な手当名	内容及び支給月額	一般行政職との異同及び異なる内容
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 1人につき 6,500円 ・配偶者がいない場合は、そのうち1人について 11,000円 ・特定扶養加算（16歳～22歳） 5,000円	同
住居手当	借家居住者 支給限度額 27,000円 持家居住者 3,500円	同
通勤手当	交通機関利用者（JR、バス等利用者） 支給単位期間（最長6か月間）の通勤に要する運賃等の額により支給 支給限度額（月額） 55,000円 交通用具利用者（自動車、バイク等利用者） 通勤距離（片道）により支給 0.5km以上～2km未満 800円 2km以上～5km未満 2,500円 5km以上～10km未満 4,100円 10km以上～15km未満 6,500円 15km以上～20km未満 8,900円 20km以上～25km未満 11,300円 25km以上～30km未満 13,700円 30km以上～35km未満 16,100円 35km以上～40km未満 18,500円 40km以上～45km未満 20,900円 45km以上～50km未満 21,800円 50km以上～55km未満 22,700円 55km以上～60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	同
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 局長 70,500円 次長 57,800円 課長 50,500円 主幹・技幹 45,800円 副課長 39,500円	同

(2) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況  
決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)21年度の 総費用に占める 職員給与費比率
22年度	1億7,849万5千円	5,704万8千円	5,544万6千円	31.1%	24.3%

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	6人	2,618万4千円	408万7千円	945万0千円	3,972万1千円	662万0千円

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。  
2 職員数は、平成22年4月1日の人数です。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
新居浜市工業用水道事業	49.4歳	392,631円	551,675円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

区 分	新居浜市工業用水道事業	新居浜市（企業職員除く）
1人当たり平均支給 額（平成22年度）	157万5千円	144万8千円
平成22年度支給割合	期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置	左に同じ

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当（平成23年4月1日現在）

新居浜市工業用水道事業	新居浜市（企業職員除く）
水道事業における記載内容と同じ	水道事業における記載内容と同じ

③ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）			手当なし
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）			—
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
—	—	—	—

（注）地域手当とは、民間における賃金・物価及び生計費が高い地域に在勤する職員に支給される手当です。（平成18年4月1日より、従来の調整手当が地域手当に改変され、支給率等も変更されています。）

④ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（平成22年度決算）		19万7千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）		65,500円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成22年度）		50.0%
手当の種類（手当数）		5
手当の名称	主な支給対象職員	支給単価
水道事業における記載内容と同じ	水道事業における記載内容と同じ	水道事業における記載内容と同じ

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	50万6千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	16万9千円
支給実績（平成21年度決算）	108万1千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	36万0千円

⑥ その他の手当（平成23年4月1日現在）

主な手当名	内容及び支給月額	一般行政職との異同及び異なる内容
水道事業における記載内容と同じ	水道事業における記載内容と同じ	水道事業における記載内容と同じ

### 第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### 1 勤務時間

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間	土・日曜日

(注) 勤務課所によっては、始業、終業、週休日等が異なる場合があります。

#### 2 休暇

種類		休暇の概要、取得要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	1年につき20日(前年の繰越日数の上限20日のため最高40日)
	病気休暇	負傷又は疾病のため医師の診断により療養する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務災害、通勤災害の場合は3年を超えない範囲で必要と認められる期間</li> <li>結核性疾患については1年、その他の負傷又は疾病については、90日を超えない範囲で必要と認められる期間</li> </ul>
	特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により、職員が勤務しないことが相当である場合 [主な休暇] 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、ボランティア休暇など	公民権の行使 必要と認められる期間 産前休暇 8週間以内に出産する予定の女性職員が申し出した場合に出産の日まで 産後休暇 出産後8週間 忌引 父母の場合7日など 結婚休暇 連続する7日
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内



## 第4 職員の分限及び懲戒処分の状況

### 1 分限処分（平成22年度）

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	0
心身の故障の場合	—	—	9	—	9
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	0
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	0
失職した場合	—	—	—	—	0
合 計	0	0	9	0	9

（注）1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

### 2 懲戒処分（平成22年度）

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	—	—	—	—	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	2	—	—	—	2
部下職員の懲戒処分について管理責任者としての適正を欠いていた場合	—	—	—	—	0
合 計	2	0	0	0	2

（注）1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

## 第5 職員のサービスの状況

### 1 年次有給休暇の取得状況（平成22年1月～平成22年12月）

	平均取得日数	平均取得率
平成22年取得状況	11.4日	29.0%

2 育児休業等の取得状況（平成22年4月～平成23年3月）

(1) 育児休業の取得状況

区 分	男性	女性
新たに取得した者	0人	14人
前年度から引き続き取得した者	0人	24人

(2) 介護休暇の取得状況

	男性	女性
介護休暇取得者	0人	4人

## 第6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

基本研修	新規採用職員研修、1年経過職員研修、6年経過職員研修、主任昇任者研修、主査昇任者研修、係長昇任者研修 ほか
特別研修	第五次長期総合計画、男女共同参画研修、OA研修 ほか
人権研修	人権・同和教育主担者養成研修、人権講演会 ほか
派遣研修	自治大学、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、愛媛県研修所 ほか

2 勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績、勤務態度等を公正に評定することにより、個々の能力、適性等に応じた適職への配置及び昇任昇格を行い、人材育成、能力開発、勤労意欲の増進等を図るために、平成16年度から管理職を対象に実施し、平成18年度からは全職員を対象としております。

評定方法は、他の職員との比較による相対評価ではなく、設定された一定の基準に基づき、自己評定については自分自身、評定者においては被評定者がどの水準に位置しているかについて絶対評価を行っております。

## 第7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度に係る負担状況（平成22年度）

共済組合への負担金 愛媛県市町村職員共済組合	11億5,680万6千円
〃 公立学校共済組合愛媛支部	4,564万6千円
愛媛県市町村職員互助会への負担金	719万0千円
新居浜市職員互助会への負担金	1,042万4千円

## 2 公務災害等の状況

### (1) 公務災害の状況（平成22年度）

平成21年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件 数	取下件数	平成22年度末現在 未処理件数
1件	2件	1件	0件	0件	2件

### (2) 通勤災害の状況（平成22年度）

平成21年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件 数	取下件数	平成22年度末現在 未処理件数
0件	1件	0件	0件	0件	1件

## 第8 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成22年度における公平委員会への措置要求の状況

平成21年度末 の係属件数	平成22年度中の 要求件数	平成22年度中の 終結件数	平成23年度への 繰越件数
0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適切な措置が執られるべきことを要求することができます。

## 第9 職員の不利益処分に関する不服申立ての状況

平成22年度における公平委員会への不服申立ての状況

平成21年度末 の係属件数	平成22年度中の 申立件数	平成22年度中の 終結件数	平成23年度への 繰越件数
0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、懲戒その他、その意に反して不利益な処分を受けた場合に、公平委員会に対して、不服申立てを行うことができます。